平成２４年（フ）第２５４号
熊本市西区蓮台寺２丁目２番１号
債務者　山田　文子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２６１号
熊本市東区尾ノ上３丁目６番２号　ピュアパレス灰塚306
債務者　藤原さゆり
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４９号
青森県八戸市大字是川字新田17番地16　市営住宅Ａ２―24
債務者　石橋　賢一
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第７５８号
北海道恵庭市恵み野西４丁目３番11
債務者　高倉　輝貴
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８２５号
北海道北広島市大曲幸町２丁目10番地１　ＲＡＢＢＩＴ　ＨＯＵＳＥ　303号
債務者　松本　　学
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８２９号
札幌市南区南35条西10丁目５番12号　ダイアローグ南35条303号
債務者　渡部　政二（旧姓三井）
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８６５号
札幌市豊平区豊平６条10丁目２番２―908号
債務者　工藤　秀夫
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８９２号
札幌市白石区北郷４条７丁目１番30号　さっけんパレス北郷203号
債務者　竹下　則子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０１８号
札幌市西区八軒４条東３丁目３番12号　南風荘
債務者　浅沼　　進
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７号
山形県酒田市亀ケ崎５丁目７番53号
債務者　横倉　麗子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第２５３号
埼玉県入間市東藤沢８丁目23番19号
債務者　鈴木ヒロ子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２５９号
埼玉県ふじみ野市北野２丁目５番２号
債務者　海老原　忍
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２６６号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目７番１―402号
債務者　片山　和樹
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２７０号
埼玉県所沢市大字下富920番地の11
債務者　相馬　千恵
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２７２号
埼玉県入間郡毛呂山町岩井西５丁目７番地１コーポさつき102号
債務者　長峯　　豊
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２８５号
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田1526番地１　城西ハイツ103号
債務者　齋藤　真也
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２９８号
埼玉県入間市扇台２丁目８番38号
債務者　田代みどり
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部